

令和4年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
〔指定管理者制度導入の適否〕に係る審査)

- 1 開催日時 令和4年5月20日(金) 10:30~10:55
- 2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第1委員会室
- 3 対象施設 青森市民体育館、青森市民室内プール、青森市屋内グラウンド、
青森市宮野球場、青森市宮庭球場、青森市スポーツ会館、
青森市スポーツ広場
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 舘山 公 (企画部次長)
副委員長 工藤 拓実 (総務部次長)
委員 泉 宏明 (環境部次長)
委員 土岐 政温 (都市整備部次長)
委員 大久保 綾子 (教育委員会事務局教育次長)
委員 桃野 敬 (東北税理士会青森支部)
 - (2) 施設所管課 (経済部地域スポーツ課)
課長 小山 信哉
主幹 淋代 優樹
主事 武井 明生
 - (3) 制度所管課 (財政課)
副参事 阿部 有一郎
主幹 宮崎 恭次
主査 盛 将秀
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。
 - (1) 指定管理制度導入の適否：適
 - (2) 指定期間：5年間
 - (3) 利用料金制：一部利用料金制
 - (4) 募集形態：公募
 - (5) グルーピングの適否：適 (7施設一括管理)

7 主な質疑内容

委員：今回、利用料金制を導入することに伴い、自主的な努力を発揮することなどが見込まれる。これから利用料金制を導入するにあたり、より多くの事業を実施することなど、何か条件をつけるような予定や考えがあるか。

施設所管課：現時点において、事業については、現在の仕様から変更の予定はない。

委員：事業を実施することは妨げないという認識でよいか。利用料金制を導入することは、自由度が高まるものと考えている。

施設所管課：現在、必須事業については、確かに仕様書で示しているが、それ以外の自主事業を実施することを妨げてはいない。実際、現在の指定管理者は、様々な事業を展開しており、そういう意味で変更はない。

委員：事業者が指定管理者に応募するに当たり、条件を付さないことで、提案の幅が変わる可能性があるため、利用料金制の導入のほかに、加えて何かを実施するような提案を求めることを現時点で考えているか。

施設所管課：現時点での考えはないが、自主事業の実施については、引き続き妨げる予定はない。

委員：指定管理の更新について、現時点で問い合わせが来ているか。

施設所管課：今のところはない。

委員：次回の募集に当たっての課題と対応というところで、スポーツ広場多目的グラウンド人工芝のメンテナンスなど、指定管理料基準額の見直しをしていると思うが、例えば現在、燃料費が高騰しているが、想定を超えて高騰していった場合などは見込んでいるのか。

制度所管課：現在、指定管理料基準額の積算については、各課と調整しているところ。その中で、燃料費等の経費については、全て指定管理者の負担とした場合、負担が大きくなる状況のため、精算項目にするかなどを制度所管課で調整を行い、決定していくこととなる。

委員：利用料金制を導入するということは、仕様の内容を変えるタイミングになると認識している。施設管理に自主事業が少し加わる程度であれば、現在の指定管理とあまり変わらず、複数の応募があっても提案内容に差が出にくいいため、そういった点を踏まえて仕様書に記載するなど検討してもらえれば、よりよい提案をしてもらえるものとする。

施設所管課：今後の仕様書作成の参考にさせていただく。

委員：一部施設が合浦周辺にまとまっているが、屋内グラウンドやスポーツ広場は少し離れている場所に立地している。現在の指定管理者含め、管理上は一括のほうが管理しやすいのか。

施設所管課：合浦エリアと屋内グラウンド、スポーツ広場では距離が離れているため、施設間の移動が確かに大変ではあるが、例えば、スポーツ広場の草刈りなどの重点的に実施しなければならない業務の人員を確保する際は、合浦エリアの人員が休館日に応援で来るなど、柔軟に対応できており、現在の指定管理者からもメリットがあると聞いている。